# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

鳥取県南部町長

## 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

- NATIOTA						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称  予防接種関係事務						
	・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合					
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務					
	情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステム に接続して特定個人情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア					
2. 特定個人情報ファイル名						

- (1)予防接種情報ファイル
- (2)宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
	   行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関するシ

法令上の根拠

11以上板にあける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特別	定の個人を識別す	の項、第17、18、19の項 でるための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 26年内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号)
	■情報提供の根拠 番号法第19条8号 別 内閣府・総務省令第7		第16の3項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
 連絡先

 連絡先
 南部町役場 健康対策課 〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 TEL:0859-66-5524

 9. 規則第9条第2項の適用
 [ ]適用した

 適用した理由
 [ ]適用した

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の	事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] (3)発生あり 2)発生なし					

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書	] ては、それぞれ重点	項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価  幸項目評価書において	書及び 書及び	全項目評価書
載されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>2</sup>		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>2</sup>		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>2</sup>		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ .	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>3</sup>		
5. 特定個人情報の提供・移転	医(委託や情報	<b>最提供ネットワーク</b> :	ンステムを通じた扱	是供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>2</sup>		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[ ]接	ほ続しない(入手)	I .	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ .	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>-</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>3</sup>		

7. 特定個人情報の保	<b>管・消去</b>
特定個人情報の漏えい・3 失・毀損リスクへの対策は 分か	
8. 人手を介在させる代	業 [ O ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリス への対策は十分か	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>り 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教	
従業者に対する教育・啓急	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul>
11. 最も優先度が高い	と考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考える対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月27日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和2年4月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	9 項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命	るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータ ルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種所列のよりを提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種のメラン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成		事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務	17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・ 総務省令第7号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 別表第二第16の2、第16の3 項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月21日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供) ■情報照会の根拠番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項	接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)  ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、1 9 項、別表第二の第16の2 項  ■情報提供の根拠	事後	
令和3年8月9日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行	事後	
令和7年6月26日	Ⅱ.1	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月26日	Ⅱ.2	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I . 5. ①	健康福祉課	健康対策課	事後	
令和7年6月27日	I . 5. ②	健康福祉課長	健康対策課長	事後	
令和7年6月27日	I . 8	健康福祉課	健康対策課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提	事後	
令和7年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	IIII 同 开 — 八 —	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	新 10宋   ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条	事後	
令和7年10月1日	IV. 11 判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年10月1日	評価書番号	15	14	事後	